杉並区立方南小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

児童が一人の人格として尊重され、夢や希望をもって、すこやかに成長することが、学校・家庭・地域を含めた多くの人々の願いである。しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、人権に関わる重大な問題である。

こうしたいじめの問題から児童を救うために、学校は、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」との認識の下、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。その際、教職員は、被害児童に寄り添い、被害児童を守り抜くために、保護者、地域住民ならびに関係機関との連携の下、社会全体でいじめ問題克服に取り組む。

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、本校の 児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「杉並区立方南小学校いじめ防止基本方針」を 策定する。

2 いじめについて

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、相手の行為により被害の児童が心身の苦痛を感じたものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物 理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該 行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れ がある。絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、被害児童がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められ、少なくとも、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。期間の目安は、少なくとも3か月とする。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

3 いじめ防止のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織の設置

「学校いじめ対策委員会」を組織する。構成員は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、関係教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等とする。必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者(スクールサポーター)、子ども家庭支援センター職員なども加える。

※「学校いじめ対策委員会」の役割について

ア 毎月定例会を実施し、校内のいじめの有無、対応について検証し、会議録を作成し、保管する。 いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、適切に保存する。

イ いじめの疑いに係る情報があったときは、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事 実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う ための中核としての役割を果たす。

ウ いじめの相談、通報の窓口としての役割を果たす。

(2) 未然防止に向けた主な取組

ア 児童会による主体的な取組を通して、児童がいじめは絶対に許されないことを自覚するように 促し、いじめを許さない学校づくりを進める。

イ 道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動などの推進等を通して、 自ら考え、話し合い、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。

- ウ 年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちにいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。
- エ 年3回以上の校内研修を実施し、教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。
- オ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、情報モラル教育年間指導計画を作成し、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。
- カ 学校のいじめ防止基本方針を保護者会で周知し、いじめの未然防止に向けて、協力を要請する。

(3) 早期発見のための取組

- ア 教職員は「教職員向けチェックリスト」等を活用して、日常的に観察をしっかり行い、少しの 変化も見逃さないように児童の様子に目を配る。生活指導夕会で迅速に情報共有し、全教職員で 組織的に取り組む。
- イ 東京都の「ふれあい(いじめ防止強化)月間」等に合わせた年3回以上のいじめアンケートを 実施し、いじめの実態を的確に把握する。
- ウスクールカウンセラーが行う児童の観察や全員面接等を、いじめの実態把握に役立てる。
- エ 教育相談コーディネーターを設置し、保護者や地域、関係機関との連携やスクールカウンセラーとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。

(4) いじめへの対応

発見、通報を受けた場合速やかに組織的に対応する。この際、「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」の視点から正確に情報を把握する。そして、次の4つの取り組みと10の留意点を基にいじめへの対応を迅速に行うものとする。

- Step1 いじめを察知したら、直ちに管理職(校長・副校長)に報告する。
- Step2 校長は速やかに学校いじめ対策委員会を招集する。
- Step3 学校いじめ対策委員会などで情報を共有し、組織的な対応を図る。
- Step4 いじめが解決された後も経過観察・定期的な確認を行う。
- アいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考え、確保する。
- イ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ウ 学校いじめ対策委員会で、直ちに情報を共有し、対応の方針を協議する。
- エ いじめを受けた児童、いじめた児童、いじめを見ていた児童から話を聞き、事実確認を行う。
- オ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- カーインターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の措置を行う。
- キ 調査結果については教育委員会に報告する。
- ク 関係する児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。
- ケ 関係機関やスクールカウンセラーと連携しながら対応する。
- コ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる取り組みや、いじめを起こさないためにどうするか考えさせる取り組みを行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 想定される例として、次のような場合が挙げられる。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき。「相当の期間」は、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間 連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

(2) 重大事態への対応

- ア いじめられた児童の安全を確保する。
- イ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ウ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- オ 重大事態に係る事実関係を明確にするするための調査を行う、または教育委員会が行う調査に 協力する。
- カ 重大事態発生について教育委員会に報告する。
- キ 報告された重大事態の調査結果についての教育委員会の調査(再調査)に協力する。